

令和2年度第1回 和歌山県子どもを虐待から守る審議会 議事概要

日時：令和2年11月25日（水）10：30～12：00

場所：和歌山県民文化会館 中会議室

	小峰子ども未来課長 挨拶
事務局	委員紹介
事務局	議題1「会長及び副会長の選任」について、お諮りします。 会長、副会長の選任については「和歌山県子どもを虐待から守る条例」第23条第2項の規定に基づき、委員の皆様による互選となっています。 ご推薦等がございましたらお願いします。
委員	事務局案をお聞かせください。
事務局	会長には中川委員、副会長には富松委員にお願いしたいと考えますが、いかがでしょうか。
委員	異議なし。
事務局	会長には中川委員、副会長には富松委員が選出されました。
事務局	それでは、議題2に移らせていただきます。 ここからは、中川会長に議事進行をお願いします。
会長	それでは、議題（2）和歌山県社会的養育推進計画について、県の取り組み状況を報告いただきます。 資料1～3について、事務局より説明をお願いします。
事務局	〈説明〉
会長	質問はございませんか。なければ、議題（3）「子供の権利ノート」の改訂について、事務局から説明いただきます。ただし、原稿の種類が6種類あるため、資料4～6、続いて資料7～8、最後に資料9～10、の3つに分けて審議したいと考えます。では、事務局から資料4～6について説明願います。
事務局	〈説明〉
会長	質問はございませんか。
委員	「子供の権利ノート」と聞き、子供自身が書き記すノートをイメージしたが、実際は子供の権利を説明する小冊子である。「ノート」というのであれば、子供自身

が書き記すことのできるような工夫が必要ではないか。

会長

「子供の権利ノート」は、子供に権利があるということをお子自身、施設等職員に周知することを目的に作成され、全国的に広がったものだと認識している。

委員

私が勤務する児童養護施設では、施設内に「子供の権利ノート」を置いており、いつでも子供が見れるようにしている。また、年に数回は子供達に「子供の権利ノート」を説明する機会をもっている。

委員

私は児童養護施設などの第三者評価を行う第三者評価委員をしている。「子供の権利擁護」は評価項目になっており、今回、「子供の権利ノート」が年齢などに分けて作成されることは、とても良いことだと思う。

会長

里親委託児童向けの冊子は今回新しいですね。

委員

里親の中で、子供の権利ノートの存在を知っている人は少ないと思う。このような冊子を通じ、里親に権利の説明をしてくれるのはありがたい。

ただ、施設であれば子供を集めて学習の機会を持ちやすいが、里親は一般家庭であるので、改めて学習というのは難しい場合もある。里親や里親への周知には工夫が必要だと思うが、いかがか。

事務局

方法については現在検討中だが、里親への周知は研修等の機会を捉えることを考えている。里親への周知は、児童相談所や里親支援機関等の職員が周知することを想定している。

会長

宗教についての記載がある。里親の中には宗教法人のところもあるが、いかがか。

委員

天理教の中で里親会を作って、勉強会をしている。その中で、子供にも考えや信仰の自由があるので、自分たちが信仰する宗教を強要してはいけないと伝えている。他の宗教の方も、そうだと思う。

委員

困ったときの相談先に電話番号が記載されているが、子供達は連絡手段があるのかお聞きしたい。

委員

児童養護施設の場合、高校生であれば携帯電話を持っている子供が多い。他の年齢の場合も、お小遣いがあるので学校等の公衆電話を使用する、自宅に帰った時に自宅の電話を利用することは可能である。また、幼稚園や学校の先生などに直接相談することもできる。施設内の電話を貸すこともできるが、電話は職員室にあることが多いので、子供からすると、相談の電話をかけにくいと思う。

委員

相談する先に、児童相談所の担当の人の名前を書くとか、児童相談所職員以外に

もサポートする人がいると記載しておく方がよいのではないか。

会長 後で説明いただく幼児向けの冊子では「周りの大人に相談してね」と記載がある。高学年向け冊子にもそのような記載が必要かと思うが、いかがか。

委員 市町村の職員さんや、青少年センターなど、相談先はある。

会長 「相談しづらい場合」という表現は難しいのではないか。「施設の職員に聞かれたくない場合は」と記載してはどうか。

それと、3ページですが、子供の権利について説明されていますが、子供の意見表明権について、あまり触れられていないように感じる。子供の権利条約の基本に立ち返り、「子供には意見表明権がある」ということを、はっきりと記載してもらいたい。

委員 社会的養育推進計画には、民生委員・児童委員をはじめとする地域の支援が記載されている。そのことも盛り込めないか。

委員 相談先の相談時間が平日の夕方までとなっている。学生であれば放課後の時間帯に相談することが多いと思うので、24時間対応の電話番号も記載されていると思う。高校生であればスマートフォンでLINEを使っていることが多いが、LINE相談など記載してはどうか。

相談できる大人の具体例として「学校の先生」と記載しておく、子供達は安心して相談できるので、記載する方がよい。

事務局 児童相談所でLINE相談は行っていないため、24時間対応の189番を記載させていただいているところである。

会長 続いて、資料7、8について事務局から説明願います。

事務局 〈説明〉

委員 「そうだんしてね」と「おはなしをきかせてね」と記載されている部分があるが、「おはなししてね」と統一した方がわかりやすいのではないか。

会長 対象年齢を教えてください。

事務局 3歳から小学校1、2年生を想定しています。低年齢の児童には、読み聞かせをすることを考えています。

委員 子供自身が後ほど振り返りができるように、自分が大事に思っていることを書き留めるスペースがあると良いのではないか。

委員 読み聞かせをするにはボリュームがあるので、可能であれば低年齢児向けの簡単

な冊子がある方がよい。

会長

事務局でご検討いただけますか。
続いて、資料9、10について説明をお願いします。

事務局

〈説明〉

会長

意見箱にはどの程度意見が入りますか。また、誰が確認していますか。

事務局

週10通くらい。職員の悪口もあれば、子供自身の意見を書いていることもある。基本的には一時保護課長が中を確認し、必要に応じて児童福祉司などと共有しているところである。

会長

高学年向けの冊子であれば、意見箱の説明をもう少し詳しく記載してもよいのではないか。また、一時保護所職員に知られたくない場合に、他の相談方法について記載しておくことも必要ではないか。

事務局

今は、担当の児童福祉司などが定期的に話を聞く以外に、児童相談所に配置されている弁護士が、必要に応じて個別に話を聞いている。弁護士と話をすることは、一時保護所に入所している全ての児童が対象となっているわけではない。

委員

中高生は一時保護所でスマートフォンが使用できるのか非常に気にする子が多い。スマートフォンの使用について触れておくのはいかがか。

事務局

現状では、スマートフォンに限らず、私物については全てお預かりしている。私物の使用については今後検討を要するところであり、権利ノートでは「必要なものは用意します」という表現にさせていただいたところ。子供の権利ノートの他に日課等を記した生活のしおりを配布したり、口頭での説明をさせてもらっているところである。

委員

一時保護所で過ごす期間が長くなると、子供達は不安になる場合もあるので、子供の権利ノートの入所期間を予め記載しておけないか。

会長

一律に記載することは難しいと思わわる。事務局で検討をお願いします。
児童養護施設などに一時保護委託される児童向けにはどうするのか。

事務局

一時保護委託の児童については、児童養護施設入所児童向け、里親委託児童向けなど適宜配布することを想定している。

会長

他にご意見がある場合は、後日事務局へ直接連絡いただくということによろしいでしょうか。
それでは、その他、資料11、12についてご説明ください。

事務局

〈説明〉

会長

質問はございませんか。よろしゅうございますか。
それでは進行を事務局へお返しします。ご協力ありがとうございました。

事務局

本日はありがとうございました。以上をもちまして審議会を閉会いたします。